

サプライチェーン全体の取引適正化(取適法と支払告示)

サプライチェーン全体の取引適正化

発注者優位による**支払サイト長期化等への対応**として、サプライチェーン全体で**受取サイト短縮を推進する**対応が進められています。

施行済

発注者・受注者の対等な関係に基づき、適切な価格転嫁を定着させるため

2026年1月1日 取適法(中小受託取引適正化法)施行

⇒取適法対象取引について、**手形払を禁止するとともに、取適法上の支払期日(給付の受領日から60日以内)までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。**

施行予定

取適法対象外取引における、サプライチェーン全体での支払条件の適正化等のため

2027年4月1日 支払告示(製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法)施行予定

⇒「製造委託等」の取引について、**正当な理由なく給付の受領日から60日以内に代金を支払わないことを禁止。**



POINT

いずれについても、留意点を遵守いただくことで、代金の支払手段として**でんさいをご利用いただけます。**

※ 取適法および支払告示の詳細は、公正取引委員会のウェブサイト等をご参照ください。

【公正取引委員会ウェブサイト】https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html <https://www.jftc.go.jp/dk/shiharai.html>

なお、でんさいネットにおいて、**事業者間の取引が取適法および支払告示の対象取引か否かについての判断およびシステム上の判別はできかねます**ので、ご了承ください。

サプライチェーン全体の取引適正化(取適法と支払告示)

取適法対象取引とは

取適法対象取引 = 取引の内容と資本金・従業員数

資本金・従業員数のいずれかの基準に該当すれば適用対象

- ・物品の製造委託・修理委託・特定運送委託
- ・情報成果物作成委託・役務提供委託(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管および情報処理に限る)

委託事業者 (支払側)	資本金3億円超
	資本金1千万円超3億円以下
	従業員300人超



中小受託 事業者 (受取側)	資本金3億円以下(個人含む)
	資本金1千万円以下(個人含む)
	従業員300人以下(個人含む)

- ・情報成果物作成委託・役務提供委託(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管および情報処理を除く)

委託事業者 (支払側)	資本金5千万円超
	資本金1千万円超5千万円以下
	従業員100人超



中小受託 事業者 (受取側)	資本金5千万円以下(個人含む)
	資本金1千万円以下(個人含む)
	従業員100人以下(個人含む)



上記取引内容かつ資本金・従業員数のいずれかの基準に該当する(取適法対象取引)場合は、留意点を遵守することででんさいをご利用いただけます。

サプライチェーン全体の取引適正化(取適法と支払告示)

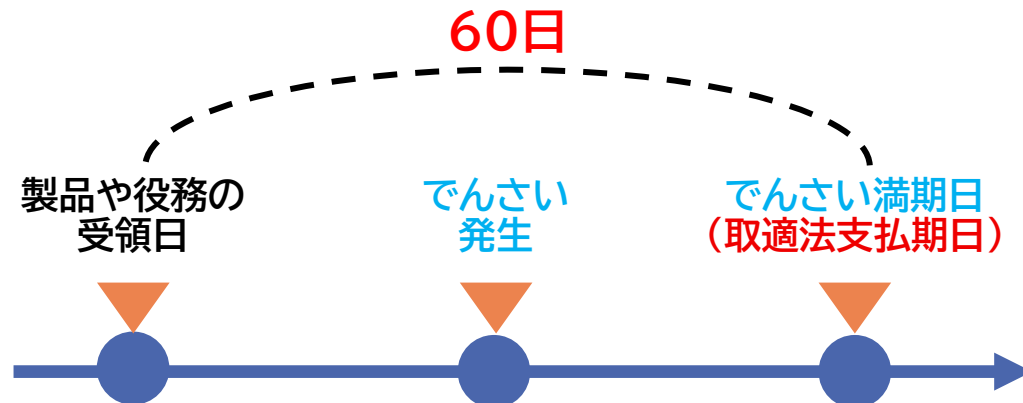
取適法対象取引におけるでんさい利用の留意点

取適法対象取引では受取側が取適法の支払期日までに、代金を金銭で満額を受け取れるようにする必要があり、満期日や手数料に留意することで、代金の支払手段として**でんさいをご利用いただけます**。

でんさいの満期日の取扱い

取適法では、**受取側が取適法の支払期日**(給付の受領日から起算して60日以内に設定)までに、**代金を金銭で受け取れる**ようにする**必要**があります。

でんさいの満期日(受取側の入金日)も、下図を参考に、原則として、この**支払期日内で設定**してください。



取適法対象取引における手数料の取扱い

(1) 発生記録手数料

でんさいを発生させる際の手数料(発生記録手数料)は**支払側が負担**する必要があり、この手数料を代金から差し引いて支払うことは認められません。

なお、債権者請求方式で債権者(受取側)に発生する発生記録手数料も支払側が負担する必要があります。

(2) 入金手数料

でんさいの決済で**受取側の口座に入金される際に手数料**※がかかる場合、**支払側が負担**する必要があります。

※ 金融機関毎に手数料有無や名称・設定額は異なります。

支払側は、**受取側に手数料額を確認し**、代金に**入金手数料相当額を加えた金額**を(または入金手数料相当額を別途)支払期日までに**お支払い**ください。

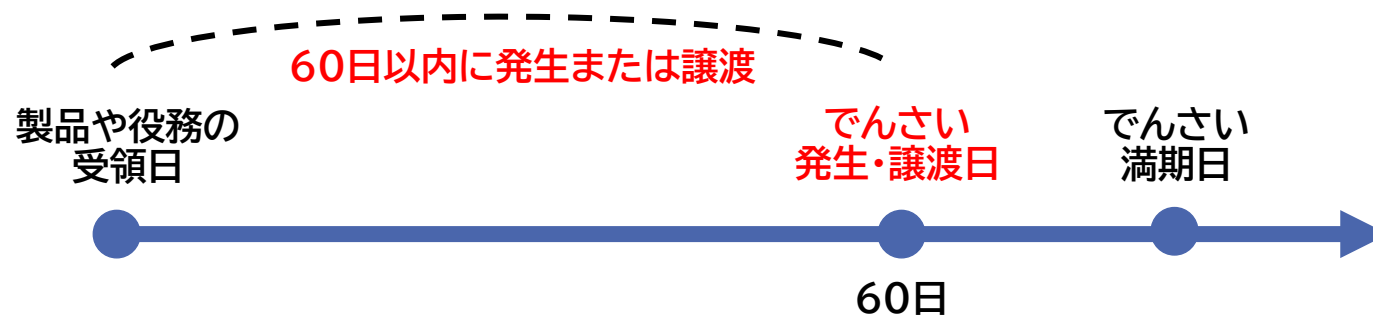
サプライチェーン全体の取引適正化(取適法と支払告示)

支払告示対象取引におけるでんさい利用の留意点

支払告示においては、「製造等委託」(※)の取引を対象に、給付の受領日から60日以内に発生記録請求または譲渡記録請求を行うことで、代金の支払手段として**でんさいをご利用いただけます。**

※取適法上の①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託又は⑤特定運送委託を指す。
取引上の地位が委託事業者に対して劣っていないと認められる者は、対象となる受託事業者から除く。

【支払告示対象取引】

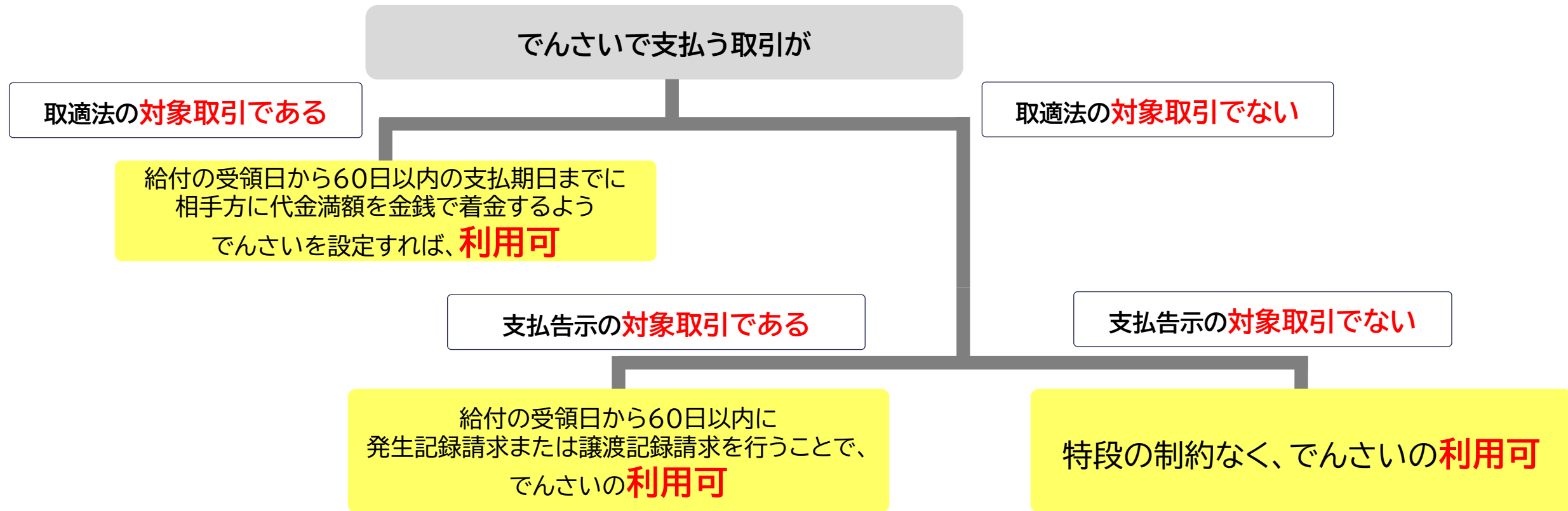


取適法と異なり、給付の受領日から60日を超えてでんさいの満期日を設定することや、手数料・割引料を受託事業者が負担することは、支払告示上問題となりません。

※ただし、満期日までのサイトが著しく長いでんさいを使用するなどして、通常よりも割高な割引料を負担させることは、問題となり得るため、留意が必要です。

サプライチェーン全体の取引適正化(取適法と支払告示)

まとめ



POINT

サプライチェーン全体で支払条件の適正化が進められる中でも、取引内容に応じた留意点を遵守することで、**取適法・支払告示対象取引においてでんさいの利用は可能**です。